

法改正・データ更新による問題・解説に関する更新情報のご案内

2025年8月21日現在

2025（令和7）年4月1日基準日における法改正・データ更新に伴う問題・解説の更新部分をお知らせします。赤字部分が更新されたところです（全文差し替え問題は枠に色をつけています）。お手数ではございますが、お手元の2025年版にてご確認ください。

第1章「保育原理」

問題	該当箇所	更新後
36	問題・解説	こども家庭庁による制度の表記が変更されたので、「子ども・子育て 支援制度 （以下、 制度 ）」とする。

第2章「子どもの保健」

問題	該当箇所	更新後
23	A～C 解説	解説の内容は正しいが、令和7年4月1日現在、厚生労働省の「e-ヘルスネット」にはこれらの内容は記載されていない。知識として学習しておけばよい。
24	B の解説	（略）文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（ 令和4年 ）の結果における通常学級に在籍する児童のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒（小学校・中学校）の割合は、 8.8% （95%信頼区間では 8.4%～9.3% ）という結果が出ている。
27	3 の解説	（略）「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 20次 報告）の概要」（こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和 6年 9月】）（以下「報告」）によると、子どもだけが死亡する「心中以外による虐待死」における死亡した子どもの年齢は、0歳児が最も多く、全体の 44.6% を占める。
	4、5 の解説	「第19次」という部分を「 第20次 」に読み替える。解説は変更なし。
31	C の解説	「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（ 改訂版・令和6年3月 ）に更新。解説は変更なし。
37	問題・解説	内容自体は変更なしだが、「人口動態統計」の最新版は令和5（2023）年のものが公表されている。また、問27同様「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」は「第19次報告」を「 第20次報告 」に読み替える。

第3章「保育の心理学」

該当なし

第4章「子どもの食と栄養」

問題	該当箇所	更新後
34	問題・解説	「日本人の食事摂取基準（2025年版）」に更新。解説は変更なし。
35	Bの解説	「日本人の食事摂取基準（2025年版）」に更新。
	C・Dの問題	「令和5年国民・健康栄養調査結果の概要」
	Cの解説	「令和5年国民健康・栄養調査結果の概要」（厚生労働省）における食塩摂取量の平均値の年次推移を確認すると、「食塩摂取量の平均値は9.8gであり、男性10.7g、女性9.1gである。この10年間でみると、男女とも有意な増減はみられない。しかし「日本人の食事摂取基準（2025年版）」における1日の食塩摂取量の目標値は、20歳以上で男性7.5g未満、女性で6.5g未満となっており、その値よりは多くなっている。
	Dの解説	（略）「令和5年国民健康・栄養調査結果の概要」（厚生労働省）における野菜摂取量の状況を確認すると、野菜摂取量の平均値は「男女ともに20歳代で最も少なく、年齢階級が高い層で多くなっている。」とされている。さらに男女とも野菜摂取量の平均値は200g台であり、「健康日本21（第三次）」（厚生労働省）の目標値350gは超えていない。

第5章「保育実習理論」

該当なし

第6章「子ども家庭福祉」

問題	該当箇所	更新後
1	2の解説	「児童相談所運営指針」（令和7年3月31日・こども家庭庁）に更新。解説は変更なし。
2	Cの問題・解説	【問題文】（略）令和5年3月末現在、全国に約100か所ある。 【解説文】「福祉行政報告例」（令和5年3月末現在）によると、令和5年3月末現在で小規模住居型児童養育事業の施設数は467か所である。
3	問題・解説	法改正により問題は削除

この1冊で合格！ 桜子先生の保育士 完成問題集 2025年版【追補資料】

4	C 問題文と解説	「新・放課後子ども総合プラン」はすでに策定期間が終了したので、問題文、解説文とも、文末を過去形に置き換えるとともに、解説文は「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを 目指し、2023（令和5）年度まで実施された。 とする。
11	解説	「児童相談所運営指針」（令和7年3月31日）に更新。解説は変更なし。
12	Aの解説	通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和7年3月・こども家庭庁）に更新。解説は変更なし。
	Bの解説	（略）「社会的養護関係施設は、第三者評価指針改正通知及び本通知に基づき、第三者評価を 令和7年度 から始まる3か年度毎に1回以上受審し（略）
14	ガイドラインの基準日	更新により、「児童館ガイドライン」（令和6年12月3日・こども家庭庁）となった。 問題の内容と解説は変更なし。
21	Bの解説	「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」（令和7年3月・厚生労働省）に更新。 解説は変更なし。
22	問題・解説	「病児保育事業実施要綱」（令和6年3月30日・こども家庭庁）
	Bの解説	「要綱」4「事業類型」では、「病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）、送迎対応、 当日キャンセル対応 」と示されている。
29	問題（ 法改正により全文差し替え ）	次の文は、「 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 」第3条の一部である。（A）～（C）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。 <ul style="list-style-type: none"> こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その（A）が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。 こどもの貧困の解消に向けた対策は、（B）の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び（C）の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

この1冊で合格！ 桜子先生の保育士 完成問題集 2025年版【追補資料】

		<p>(組み合わせ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>権利</td> <td>教育</td> <td>地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>権利</td> <td>自立</td> <td>地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>意見</td> <td>教育</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>意見</td> <td>教育</td> <td>地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>意見</td> <td>自立</td> <td>保護者</td> </tr> </tbody> </table>		A	B	C	1	権利	教育	地方公共団体	2	権利	自立	地方公共団体	3	意見	教育	保護者	4	意見	教育	地方公共団体	5	意見	自立	保護者
	A	B	C																							
1	権利	教育	地方公共団体																							
2	権利	自立	地方公共団体																							
3	意見	教育	保護者																							
4	意見	教育	地方公共団体																							
5	意見	自立	保護者																							
	<p>解説(法改正により全文差し替え)</p>	<p><正解 4></p> <p>「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第3条1項、第3項、第6項。</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その(A 意見)が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。 こどもの貧困の解消に向けた対策は、(B 教育)の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び(C 地方公共団体)の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。 																								

第7章「社会福祉」

該当なし

第8章「社会的養護」

問題	該当箇所	更新後
1	資料の基準日	更新により、「社会的養育の推進に向けて」（令和7年3月・こども家庭庁）となった（里親等委託率が24.3%（令和5年3月末）に更新されている）。 問題の内容と解答には変更なし。
11	Bの解説	（略）通知「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月・こども家庭庁）に示される職員である。また通知では、「里親支援専門相談員を配置する施設は、里親等支援を行う施設とする。」とされている。児童相談所は含まれない。
P325	要点まとめ	表内「栄養士」を「栄養士または管理栄養士」とする。
13	1の解説	（略）通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和7年3月・こども家庭庁） （略）では、「社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和7年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し（略）」
	2の解説	「第三者評価指針改正通知（別添1）」を「第三者評価指針の別添1」に改める。
15	ガイドラインの基準日	更新により、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（令和5年・厚生労働省）となった。 問題の内容と解答は変更なし。

第9章「教育原理」

該当なし

第10章「模擬試験」

作成基準日は「2024（令和6）年4月1日」です。

注意して解いてください。